

許 可 証

奈良市指令 環 廃 収 第 39 号

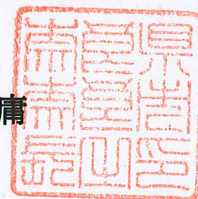
住 所 南庄町136番地

氏 名 ホームケルン株式会社
代表取締役 国本 武命 様

令和 5 年 5 月 26 日付けで申請のあった 一般廃棄物収集運搬業 の
許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

令和 5 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸



- | | |
|------------|----------------|
| 1 許可の有効期限 | 令和 7 年 7 月 3 日 |
| 2 処理・清掃区域 | 奈良市内 |
| 3 その他必要な事項 | 許可条件(別紙のとおり) |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

許 可 条 件
(一般廃棄物収集運搬業者)

- 1 一般廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)の許可とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、法施行令、法施行規則、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則のほか、以下の事項を遵守すること。上記法令又は以下の事項に違反したときは、「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する許可条件並びに処分及び指導に関する基準」等に基づき、事業の全部・一部の停止若しくはこの許可の取消しの処分又は指導を行う。
- 3 条例第20条第2項の検査証の交付を受けた車両(以下「承認車両」という。)により、一般廃棄物の収集運搬及び本市処理施設への搬入を行うこと。
- 4 収集運搬は市長の指示する分別形態を徹底し、これに合致しない廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- 5 収集した廃棄物は、搬入時間等の条件を遵守して市長の指定した処理施設へ搬入し、当該処理施設の係員の指示に従うこと。
- 6 市域外廃棄物、産業廃棄物、危険性・爆発性のある物その他本市処理施設に支障が生じるおそれがある物を搬入しないこと。
- 7 不法、不当な事業活動等を行わないこと。
- 8 駐車場施設は、悪臭、騒音等の公害発生を防止するとともに、関係法令に違反しないよう特に留意すること。また、洗車場施設については、汚水が直接河川等に流出しないような設備を有する施設とすること。
- 9 市長の承認なく、事業の全部又は一部を第三者に譲渡しないこと。
- 10 この許可の期間中、市長の指定した処理施設へ継続的に搬入することとし、それができないときは、速やかに市長に届け出ること。
- 11 この許可の期間中、許可事業の全部若しくは一部を一か月以上休止しないこと。
- 12 搬入物検査その他の検査及び聴取に対し、拒否又は事実と異なる申告をしないこと。
- 13 収集時は市民に対する言動に注意し、作業は丁寧に行い、ごみ容器から廃棄物を完全に収集し、その付近に飛散又は流出させないこと。特に早朝深夜等の作業については、騒音等で迷惑をかけないようにすること。
- 14 収集運搬業務に際しては、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。

- 15 承認車両は、走行中に廃棄物を飛散又は流出させない措置を講じること。無蓋車(パッカー車以外の車両)の場合は、廃棄物が飛散しないように確実にシートで覆い走行すること。
- 16 条例第20条第2項の規定により交付を受けた検査証について、車両検査証は承認車両に、容器検査証は収集容器に、それぞれ貼付又は保管すること。
- 17 故障、車検等やむを得ない事情により、承認車両以外の車両を一時的に使用する必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- 18 搬入計量カードを第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- 19 搬入計量カードを不正使用(同カードを第三者から譲受け又は借用して使用すること、同カードに記載された車両番号と異なる車両により本市処理施設へ搬入すること、許可された業務以外の業務に同カードを使用することその他)しないこと。
- 20 承認車両の廃止・変更等により不要となった搬入計量カードは速やかに本市に返却すること。
- 21 自動車検査証記載の最大積載量を上回る一般廃棄物を積載して、本市処理施設に搬入しないこと。
- 22 承認車両に自動車登録番号標(ナンバープレート)を見やすいように表示すること。
- 23 承認車両は、承認を受けた駐車場に駐車し、承認を受けた洗車場で洗車すること。
- 24 本市処理施設内では指定搬入経路を遵守し、安全確保のため徐行運転すること。
- 25 事故・トラブル等が発生した場合、本市に速やかに報告を行い、適切な措置を講ずること。
- 26 本市処理施設搬入時、投入口付近に落下した廃棄物は、搬入した許可業者自らが清掃すること。
- 27 条例15条の本市に支払うべき一般廃棄物処理手数料について、廃棄物を搬入した月の翌月末までに支払うこと。
- 28 その他一般廃棄物の収集運搬に関し必要な事項について、市長の指示に従うこと。

以上